

特定非営利活動法人  
きらりネット都城定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人きらりネット都城と称する。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所を宮崎県都城市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、都城市民の多様な学習ニーズに応えるため、学習情報の提供や学習相談事業を推進するとともに、学習者と生涯学習ボランティア指導者を結ぶネットワーク事業を展開することにより、都城市の生涯学習の振興及び充実並びに生涯学習のまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、前条に掲げる特定非営利活動として、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 生涯学習ボランティア指導者の育成を図る事業
- (2) よか・余暇・楽習ネットワークを推進する事業
- (3) 学習情報提供サービス及び広報を充実する事業
- (4) 学習成果を展示・発表する事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(入会・退会)

第6条 この法人の目的及び事業に賛同する者は、何人も入会することができる。また、自分の自由な意思により退会することができる。

(種別)

第7条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会金及び会費)

第8条 この法人の入会金及び会費は、総会において別に定めるとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を理事長に提出したとき。
- (2) 本人が死亡したとき。

(3) 継続して1年以上会費を納入しないとき。

(拋出金品の不返還)

第10条 既に納入した入会金、会費その他の拋出金品は返還しない。

### 第3章 役員

(役員及びその定数)

第11条 この法人の役員は、次の各号に定めるとおりとし、その定数は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 理事 10人以上15人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 この法人に理事長を1人、副理事長を3人以内置くものとする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは臨時総会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第17条 役員は、報酬を受けることができない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事長が総会の議決を経て別に定める。

## 第4章 総会

(種別)

第18条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、この法人の最高意思決定機関であつて、正会員をもって構成する。

(機能)

第20条 総会は、次の各号に定める事項について議決する。

(1) 定款を変更すること。

(2) 解散又は合併を行うこと。

(3) 事業計画及び収支予算を定めること、並びにそれらを変更すること。

(4) 事業報告及び収支決算を承認すること。

(5) 役員を選任又は解任すること。

(6) 会員の会費を定めること、又は変更すること。

(7) その他運営に関する重要事項。

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開会の日5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第25条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

2 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会毎に議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、第24条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録については、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会で議決された事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務執行に関する事項  
(開催)

第30条 理事会は、毎年2回程度の定例会を開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して7日以内に招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第33条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第34条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることができない。

(書面表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決権を行使した理事は、第33条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数及出席者数（書面表決者がある場合には、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席した理事のうちからその理事会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 委託金
- (4) 寄附金品
- (5) よか・余暇・楽習ネットワークの学習料
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他の収入

(資産の区分)

第 38 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(会計の区分)

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を得なければならない。

2 事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を経て行うことができる。この場合において、理事長は、変更した内容について、総会に報告しなければならない。

(事業報告及び決算等)

第 43 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(剰余金の処分)

第 44 条 この法人の決算において剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 46 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項に係る定款を変更した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 47 条 この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠乏
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。  
(精算人の選任)
- 第48条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く。）は、理事が清算人となる。  
(残余財産の帰属)
- 第49条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く。）に存する残余財産は、都城市に無償で譲渡するものとする。  
(合併)
- 第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。  
(公告の方法)
- 第51条 この法人の公告は、この法人の事務所掲示場に掲示するとともに、宮崎日日新聞に掲載して行う。

## 第8章 事務局

(事務局)

- 第52条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の局員を置く。
  - 3 事務局長その他の局員は、理事長が理事会の議決を経て任免する。
  - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第9章 雑則

(委任)

- 第53条 この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日（以下「成立の日」という。）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第12条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年5月31日までとする。

- 3 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第42条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、設立の日から平成18年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の正会員の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。
  - (1) 入会金 1,000円
  - (2) 会費 1,000円
- 6 入会金及び会費の納入期間は、4月1日から5月末日までとする。
- 7 平成18年4月24日一部変更